

令和4年度 行政監査・定期監査
(一般会計・特別会計・企業会計)

結 果 報 告

小浜市監査委員

1. 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2. 監査の対象

各部・各局にそれぞれ属する一般会計、特別会計、企業会計

3. 監査の方法

財務に関する事務が、法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

4. 監査の主眼

予算に関連する事務の執行ならびに財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理事務が、地方自治法第199条第3項に規定する第2条第14項および第15項、ならびに地方財政法第4条の趣旨に則っているかについて特に注意を払い、それぞれの事務事業が経済的、効果的、合理的かつ計画的に執行されているか、また法令等に基づいて適正に処理されているかを主眼に置くとともに、前年度の決算審査やこれまでの各種監査等の結果を踏まえ実施した。

5. 監査の実施期間

企画部 令和4年10月 7日～令和4年10月28日

総務部 令和4年10月21日～令和4年11月 9日

民生部 令和4年11月11日～令和4年11月25日

産業部（文化交流課・上下水道課）

令和4年12月 8日～令和4年12月23日

産業部（文化交流課・上下水道課除く）

令和5年 1月 5日～令和5年 1月25日

教育委員会・会計課・議会事務局・監査委員事務局

令和5年 1月25日～令和5年 2月10日

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行や経営にかかる事業の管理状況を検証した結果、各部署とも、事業執行ならびに予算管理が概ね適正に執行されていることを確認した。

ただし、一部について改善や検討の必要な事項について後述のとおり、意見を付すとともに、監査の過程で判明した軽微な事項については、所管課長に口頭で指示し改善を促した。

【 総務部 】

総務課

- ・同一労働同一賃金の考えを基本として会計年度任用職員が高いモチベーションを維持しながら働ける環境づくりに努め、優秀な会計年度任用職員については正規職員として採用できる制度などについても研究されたい。
- ・職員採用計画の策定に当たっては、民間へ業務委託した場合における費用対効果を検証するとともに、今後の定年引上げによる偏りや人件費の増大も十分に考慮し、適正な職員配置に努められたい。

【 企画部 】

未来創造課

- ・公民館のコミュニティセンター化においては、各地区に設置された「まちづくり協議会」などを主体とした地域活動がさらに活性化するような体制づくりを検討されたい。

新幹線・交通まちづくり課

- ・交通と観光を一体として考え、小浜線各駅を中心とした地域の活性化策や小浜線を利用した観光ルートの検討等、さらなる小浜線の利用促進に努められたい。

食のまちづくり課

- ・食文化館横の芝生広場「海のガーデン」および「七輪焼き広場」について、より多くの市民や観光客に利用していただけるよう、更なる有効活用策を検討されるとともにPR強化に努められたい。

【 民生部 】

子ども未来課

- ・公立・私立保育園の過年度分保育料滞納分について、地方自治法等関係法令に基づき適正に処理されたい。

高齢・障がい者元気支援課

- ・杉田玄白記念公立小浜病院の経営改善においては、歳出削減により地域医療サービスの質が低下することがないように努めるとともに、経営状況を客観的に評価する第三者機関等の設置について検討されたい。
- ・新・健康管理センター4階フロアの整備にあたっては、近隣の民間施設との差別化が図られるよう、健康づくりや介護予防を目的とした個人毎の健康データの活用や医療と連携した運動指導の実施等を検討し、市民の誰もが気軽に利用できる施設となるよう努められたい。

【 産業部 】

文化交流課

- ・茅葺屋根、檜皮葺きといった文化財建造物を修理・保全していくために必要な植物性素材の生産地保護やその伝統的技術の普及活動を推進するための拠点施設「ふるさと文化財の森センター」について、県内外の人が気軽に立ち寄ることができるドライブイン機能や観光を含め地元産業をPRできる施設として、より一層活用できるよう検討されたい。
- ・酒井家文庫等、市が保有する貴重で歴史的価値が高い古文書類などの史料について、広報、ホームページおよび展示公開等により、市内外へ向けた更なるPR強化に努められたい。

商工観光課

- ・「まちの駅」を拠点とし、旭座、鯖街道ミュージアム、国史跡後瀬山周辺エリア、重要伝統的建造物群保存地区等を活用したまち歩き観光ルートの整備については、文化交流課と密に連携できるような体制づくりを行い進められたい。また、観光ルートの始点となる「まちの駅」周辺における観光バス等の駐車スペースの確保や、空き家・空き店舗等を利用した飲食業等民間事業者の誘致にも併せて努められたい。
- ・サテライトオフィス誘致事業の実施にあたっては、水産業をはじめとする地域資源や文化財など、小浜の強みを活かした地域の独自性を積極的に企業にPRするとともに、他の自治体との差別化を図られたい。また、年間を通じて地域等の情報発信を行うなど、企業との継続した関係構築に努められたい。

【 教育委員会 】

教育総務課

- ・自校式給食の実施において、安全な地場産の食材を可能な限り使用した給食を提供できるよう、地域の生産者との繋がりを大切にするとともに、給食調理員の処遇改善を図り、人材の育成・確保に努められたい。

生涯学習スポーツ課

- ・各地区公民館で開催している学級講座の実施にあたり、普段参加したことがない市民のニーズも調査・把握し、企画検討されたい。また、学級講座の周知にあたっては、当該地域だけに留まらず、広く市民全体に周知するよう努められたい。
- ・ちりとてちん杯全国女性落語大会の入賞者や参加者との「つながり」を活かし、SNS等による積極的な情報発信に努められたい。また、小浜独自の創作落語づくりやマスメディアとのタイアップなど新たな取り組みによるファン層の獲得に加え、地域に根差した落語文化の醸成にも努められたい。

【 全部局共通 】

市が事務局を担っている各種団体の多くは、地域活動や地域振興、広域的な関係機関との連絡調整など、様々な分野における行政運営を補完することを目的に設置された団体であり、各種施策の推進に大きな役割を果たしてきた。

しかし、その一方で、厳しい行財政運営が求められる今日において、様々な市民ニーズや行政課題に対応するためには、限られた経営資源、人員体制を有効に活用し、更なる公共サービスの充実を図ることが求められていることも現実にある。

今後さらに効率的な行政経営が求められる中、事務局を担うことについては、その必要性和資金管理のリスクについて改めて考え、自主運営が行えるよう協議を進め、業務の効率化を図られたい。

また、検討した上で事務局を担う必要があるのであれば、その団体の会計事務等を適正に執行するために必要な手続きや体制整備など、内部統制の充実に併せて努められたい。